

介護職員初任者研修課程 学 則

介護技術習得センター

特定非営利活動法人ドリームプロジェクト

- 仙台一番町本校 / 宮城県仙台市青葉区一番町 1-4-1
仙台ワールドビル
- 大和クラス / 宮城県黒川郡大和町吉田字高田西 34 番地
特別養護老人ホームまほろばの里たいわ内
- 岩沼クラス / 宮城県岩沼市恵み野 1 丁目 7-1
特別養護老人ホーム赤井江マリンホーム内
- 名取クラス / 宮城県名取市手倉田字山 208 番地の 1
特別養護老人ホーム松寿園内
- 登米クラス / 宮城県登米市中田町石森字室木 333 番地
株式会社木もれ陽施設内
- 気仙沼クラス / 宮城県気仙沼市錦町 1-2-1
気仙沼市市民福祉センター「やすらぎ」内
- 仙台愛子クラス / 宮城県仙台市青葉区落合 5 丁目 16-10
小規模多機能ホームアイリス内
- 仙台向山クラス / 宮城県仙台市太白区向山 3-11-30
特別養護老人ホームまほろばの里向山内
- 富谷クラス / 宮城県富谷市成田 8 丁目 4-10
グループホームドリームライトひかりの里内

(事業者の名称・所在地)

第1条 本研修は、次の事業者が実施し、各クラスの実施接会場を次の通り定める。

実施事業者：特定非営利活動法人ドリームプロジェクト

実施会場：仙台一番町本校／宮城県仙台市青葉区一番町1-4-1
仙台ワールドビル

大和クラス 　／宮城県黒川郡大和町吉田字高田西34番地
特別養護老人ホームまほろばの里たいわ内

岩沼クラス 　／宮城県岩沼市恵み野1丁目7-1
特別養護老人ホーム赤井江マリンホーム内

名取クラス 　／宮城県名取市手倉田字山208番地の1
特別養護老人ホーム松寿園内

登米クラス 　／宮城県登米市中田町石森字室木333番地
株式会社木もれ陽施設内

気仙沼クラス／宮城県気仙沼市錦町1-2-1
気仙沼市市民福祉センター「やすらぎ」内

仙台愛子クラス／宮城県仙台市青葉区落合5丁目16-10
小規模多機能ホームアイリス内

仙台向山クラス／宮城県仙台市太白区向山3-11-30
特別養護老人ホームまほろばの里向山内

富谷クラス 　／宮城県富谷市成田8丁目4-10
グループホームドリームライトひかりの里内

(目的)

第2条 特定非営利活動法人ドリームプロジェクトの行う雇用福祉事業関係業務は、介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成4年法律第63号）、介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則（平成4年労働省令第18号）及び雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）の規定の定めるところにより行うものとする。

基礎研修は介護職員として介護サービスに従事しようとする者を対象とした基礎的な職業教育として、対人理解や対人援助の基本的な視点と理念、専門的な職業人として職務に当たる上での基本姿勢、基本的な知識・技術等を修得させるとともに、介護職員については将来的には、任用資格は介護福祉士を基本とすべきであることを踏まえて、より専門的な知識・技能を修得させることを目的とする。

(実施課程及び形式)

第3条 前条の目的を達成するため、次の研修事業（以下「研修」という。）を実施する。

介護職員初任者研修課程（通信）

(研修事業の名称)

第4条 研修事業の名称は次のとおりとする。

介護技術習得センター

(年間事業計画)

第5条 事業計画は別紙のとおり実施する。

(受講対象者)

第6条

次に該当する者であって、介護技術向上センターが本研修の受講者として適当と認めた者とする。

介護の資格を持たないが、今後介護職員として従事しようとする者。

(定員)

第7条 定員は各講座20名とする。

(申込)

第8条 本申込については、申込用紙提出(必要事項記入・写真添付)、講座料金の入金をもって本申込とする。

演習初日に身分証明書(免許証など公的機関発行のもの)で本人確認を行うものとする。

(研修費用)

第9条 研修費用は次のとおりとする。

1 テキスト代等(税込)

下記受講料を基本とし、委託等に変更が生じる場合は、別途情報開示シート等で表示するものとする。

内 訳	金 額
受講料	57,805円
テキスト代	6,995円

※受講料の納付形式は現金・振込のいずれかとし、別途定めるものとする。

※講座・実習先への交通費、他実習用の服装などは各自用意とする。

※テキスト代以外に希望者の現場実習時に傷害・賠償保険料を各自負担現金にて支払うこととする。

※受講中に提出する健康診断書は、個別に受診に係る経費については自己負担とする。

2 返金の有無について

クーリングオフ

お申込より8日以内で、開講1週間前であれば、申込みされた講座の全額の返金をおこなう。

(保険加入)

第10条 傷害・賠償保険について

1 講座修了後、希望者には現場実習時に下記損害保険加入を行う。保険内容に関しては別途開示を行う。

【取扱い代理店名】

有限会社佐々木保険事務所

〒981-0961

宮城県仙台市青葉区桜ヶ丘3-15-10

TEL: 022-278-6985 FAX: 022-278-5885

【引受保険会社】エース損害保険株式会社

(健康診断書等の提出)

第11条 講座修了後、希望者には、介護技術習得センターが施設等に実習（施設及び同行訪問）を依頼することから、管理責任上、実習決定者に腸内細菌検査・健康診断書の提出を求める場合もある。

(使用教材)

第12条 研修に使用する教材は次のとおりとする。
介護職員初任者研修テキスト
(一般社団法人長寿社会開発センター 発行)

(研修カリキュラム)

第13条 「宮城県介護職員初任者研修実施要綱」に規定する介護職員養成研修〔介護職員初任者研修課程〕のカリキュラムに基づき行う。

1 通信による実施

講座

学習方法 スクーリング初日「介護の職務の理解」を受講後、教材・学科レポートを自宅学習により（40.5時間）行う。学科レポート・学科テスト提出期限はスクーリング最終日「振り返り」の前までとする。

添削指導 理解状況を確認するため、レポート・テスト採点基準は70点以上を合格と定め、基準に満たない者へは再学習の上で再提出を求める。合格点に達するまで再提出を続けることとする。

面接指導 上記の添削指導により講義内容の理解状況を確認する。その他講師による面接指導を実施し、理解不足な点を補う様にする。

演習

演習方法 全科目出席確認の上、各科目の修了時に知識・技術の評価ポイントがおおむね7割以上の理解度を目安に修了とする。また、当該基準に達しない受講生に対しては、同科目を再受講しおおむね7割の習得まで行う。
スクーリング修了後、1時間程度の筆記試験を行い7割以上の習得で修了認定とする。7割に満たない場合は再度筆記試験を行うものとする。

実習（希望者のみ）

実習方法 修了認定後、希望者には訪問介護、施設での実習を行う場合もある。
実習前には、オリエンテーションを行い、必要に応じて健康診断書、腸内細菌検査など提出を求め、機密保持に関する誓約書を提出後行うものとする。

(研修会場)

第14条 研修会場・住所は次に定めるものとする。

仙台一番町本校／宮城県仙台市青葉区一番町1-4-1

仙台ワールドビル

大和クラス／宮城県黒川郡大和町吉田字高田西34番地

特別養護老人ホームまほろばの里たいわ内

岩沼クラス／宮城県岩沼市恵み野1丁目7-1

特別養護老人ホーム赤井江マリンホーム内
名取クラス／宮城県名取市手倉田字山208番地の1
特別養護老人ホーム松寿園内
登米クラス／宮城県登米市中田町石森字室木333番地
株式会社木もれ陽施設内
気仙沼クラス／宮城県気仙沼市錦町1-2-1
気仙沼市市民福祉センター「やすらぎ」内
仙台愛子クラス／宮城県仙台市青葉区落合5丁目16-10
小規模多機能ホームアイリス内
仙意向山クラス／宮城県仙台市太白区向山3-11-30
特別養護老人ホームまほろばの里向山内
富谷クラス　／宮城県富谷市成田8丁目4-10
グループホームドリームライトひかりの里内

(担当講師)

第15条 研修を担当する講師は、別紙担当講師一覧表のとおりとする。

(実習施設)

第16条 実習施設は、別紙実習施設一覧表のとおりとする。

(募集手続き)

第17条 募集手続きは次のとおりとする。

1 受付期間

各コースとも開催日の概ね8週間前から受付を始め、開講日前日で締め切ります。但し、定数になり期日前でも締切る事がある。また、応募者低調の場合中止する場合もある。

2 申し込み方法

指定の申込用紙に必要事項を記入し、署名・捺印の上申し込む。
申込用紙受理・受講料領収後正式申し込みとしてキリスト他を開講式に配布する。

3 面接

指定日に面接指導を行います。

4 受講決定

開講1週間前までに文書にて決定通知書を送付します。
募集定数の5割を下回る場合は開講しない場合がある。

(履修科目について)

第18条 学科(自宅学習)40.5時間・演習89.5時間の計130時間とする。

(研修の履修期間)

第19条 研修の終了年限は受講開始から8ヶ月以内と定め原則これを超える場合、受講記録・納入受講料を全て無効とする。また連絡なく欠席が続く場合も受講の権利を放棄したものとし、受講記録・納入受講料を全て無効とする。

※受講期間中、妊娠又は入院などの療養が必要な場合などは別途相談の上延長を行うものとする。ただし最大1年6ヶ月を超えないものとする。

※受講者の責めによらない事由により研修を継続することができなくなった場合は、すみやかにその旨を知事に報告するとともに、当該受講生が別の指定研修事業者が主催する研修を途中から受講できるよう、当該研修を修了していない受講生の履修状況を記載した書類（履修状況等証明書）を作成の上、当該受講生に対して交付を行う。

（欠席者の取扱い）

第20条 理由の如何を問わず、研修期間中の各科目の遅刻・早退は認めず、欠席扱いとする。

（補講について）

第21条

- 1、補講は最終科目「振り返り」前まで行うものとし、次の講座のカリキュラム時間で行う。
- 2、補講に要する費用については次の講座のカリキュラム内で行う場合は無料とする。但し、特別にカリキュラム時間外に補講を希望する場合は有料（1時間あたり3,000円）とする。

（受講の取消し）

第22条 下記に該当する者については、受講を取消すことができる。

- 1 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者
- 2 研修の秩序を乱し、その他受講生としての本分に反した者
- 3 その他、当講座・講師が不相当と見なした者

（退講）

第23条 受講生を研修途中で第22条の理由により受講取消をおこなう場合、退講扱いとし、「退講届」を提出するとともに、この者についての既に履修した期間については無効とし、テキスト代を除き開講式から研修終了日程の全日数15日を日割り計算して返金するものとする。

（修了の認定）

第24条 修了を認定した者には修了証明書を交付する。

1 修了評価方法

開講式、面接指導、演習日の筆記試験全日程を出席すること。

講義（通信）の課題を全て提出。

（1）講義（通信）

所定の添削課題をすべて提出し、合格点（70点以上）を取得すること。基準に満たない者へは再学習の上で再提出を求める。合格点に達するまで再提出を続けることとする。

（2）演習（通学）及び修了試験

全科目出席確認の上、各科目の修了時に知識・技術の評価ポイントがおおむね7割以上の理解度を目安に修了とする。また、当該基準に達しない受講生に対しては、同科目を再受講しおおむね7割の習得まで行う。

スクーリング修了後、1時間程度の修了試験を行い7割以上の習得で修了認定とする。7割に満たない場合は再度筆記試験を行うものとする。

(修了証明書等の交付)

第25条 第22条により修了を認定された者は、介護技術習得センター（特定非営利活動法人ドリームプロジェクト）において宮城県介護職員初任者研修事業実施要綱に規定する修了証明書及び修了証明書（携帯用）を交付する。

(修了者管理について)

第26条

- 1 介護技術習得センターは修了者については、修了証明交付簿で管理する。また、宮城県知事に指定された様式に基づき報告する。
- 2 修了証明書の紛失等があった場合、修了者の申し出により再発行を行うことが出来る。その際に、修了者から「修了証明書再交付申請書」を提出させることとする。

(個人情報管理)

介護技術習得センターは当該研修における個人情報について特定非営利活動法人ドリームプロジェクトの定めるところによる個人情報管理の基本方針（プライバシーポリシー）に基づき厳正に管理を行うものとする。

【個人情報管理担当】

介護技術習得センター（特定非営利活動法人ドリームプロジェクト）
宮城県仙台市青葉区一番町1-4-1 仙台ワールドビル
TEL：070-1148-2778 FAX：022-774-2779
担当： 高橋 光孝

(その他研修実施に係る留意事項)

第27条 受講生は研修中に知り得た個人情報等を他に口外してはならない。

(施行細則)

第28条 この学則に必要な細則並びに、この学則に定めのない事項で必要があると認められるときは、介護技術向上センターがこれを定める。

(受講に関する連絡先及び担当者)

介護技術習得センター（特定非営利活動法人ドリームプロジェクト）
宮城県仙台市青葉区一番町1-4-1 仙台ワールドビル
TEL：070-1148-2778 FAX：022-774-2779
担当： 高橋 光孝

(附則)

第1条 この学則は、平成29年9月8日から施行する